

1 共通基準 / 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	対象	基準
建築物の全体計画	すべて	建築物の敷地が市街化調整区域に位置する場合は、当該敷地が位置する集落の形態に応じて、敷地周辺の地形や家並み、樹木と調和する建築物の配置や規模、形態・意匠、外構等とするよう配慮しなければならない。
建築物の壁面・屋根の色彩	すべて	日本工業規格 Z8721（マンセル値）による彩度を次のとおりとする。ただし、建築物の低層階各壁面の見付面積（鉛直投影面積）の 1/10 以下、または建築物の中高層階各壁面の見付面積（鉛直投影面積）の 1/20 以下の範囲に使用する場合、並びに地区別基準に定めのある場合についてはこの限りでない。 (1) R・YR・Y系の色相を使用する場合は彩度 4 以下 (2) その他の色相を使用する場合は彩度 2 以下
建築物の形態・意匠	中・大規模建築物	長大な壁面は避け、水平方向、垂直方向ともに適度な凹凸やデザインの変化等による分節化に努める。壁面積が大きくなる場合は、陰影がはっきりする素材の使用や色彩に変化をつける。
	すべて	反射性が高いものなど周辺から際立って見える素材の使用を避け、周辺景観との調和に配慮する。

▼長大な壁面の修景イメージ



単調な壁面の場合



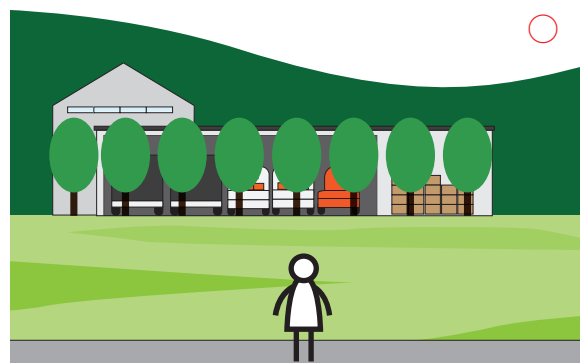
壁面の意匠に変化をもたせた場合

項目	対象	基準
建築物の配置	中・大規模建築物	バックヤード等の裏空間の見え方に配慮した建築物の配置や形態・意匠に努め、やむを得ないときは、植栽等を適宜配置し、乱雑な印象を与えないように工夫する。
建築物の付帯施設	中・大規模建築物	屋外設備機器等は、周囲から見えない配置、又は覆い措置を講じるものとする。
建築物の敷地の外構・緑化	すべて	敷地内の樹木は、可能な限り保存又は移植を行い、敷地の緑化に活かすよう工夫する。
工作物の形態・意匠	すべて	擁壁を設置する場合は、石積擁壁とするなど景観に配慮した素材および形態となるよう努めるものとする。
工作物の色彩	すべて	日本工業規格 Z8721（マンセル値）による彩度を次のとおりとする。 ただし、見付面積（鉛直投影面積）の 1/20 以下の範囲に使用する場合、及び屋外広告物、並びに地区別基準に定めのある場合についてはこの限りでない。 (1) R・YR・Y 系の色相を使用する場合は彩度 4 以下 (2) その他の色相をしようとする場合は彩度 2 以下

▼バックヤードの修景イメージ



バックヤードが露出している場合

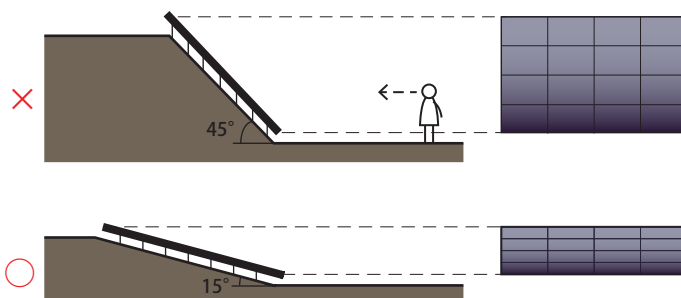


植栽によって修景した場合

項目	対象	基準
太陽光発電施設の配置・規模	すべて	太陽光発電施設を設置する地盤の土地勾配が 30 度以下の箇所に設置するものとする。
		独立峰の頂部又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の部分への設置を避け、やむを得ず設置する場合は、樹木等により隠れるよう十分配慮した配置とすること。
		湖沼、ため池等の水面に設置する場合は、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合が 50 パーセント以下となるよう設置するものとする。
		景観重要建造物への近接を避け、特に同建造物の背景となる位置への設置を避けるように努めること。やむを得ず近接する場合で、同建造物、又は同建造物が位置する集落内から望見できる場所においては、見え方に配慮した規模・配置とすること。
		道路境界から 5m までの敷地の部分に太陽電池モジュールを設置する場合は、地盤面からの太陽電池モジュールの上端までの高さを 2m 以下とし、道路空間から見た圧迫感を軽減するよう配慮するものとする。

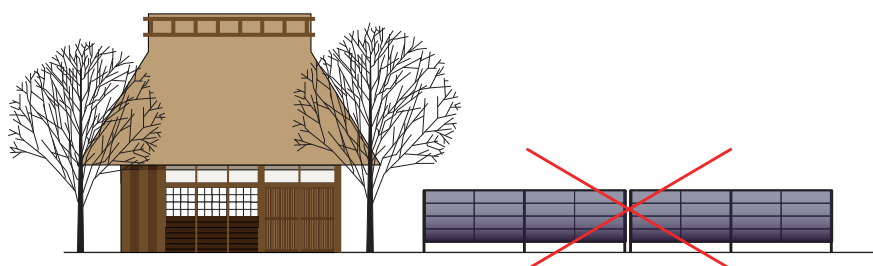
▼傾斜のある敷地への配置

設置する地盤の勾配が 30 度を超えると、視覚的に垂直面に近い印象を受け、設置面積が過大に見えるため、設置する地盤の勾配を抑制します。



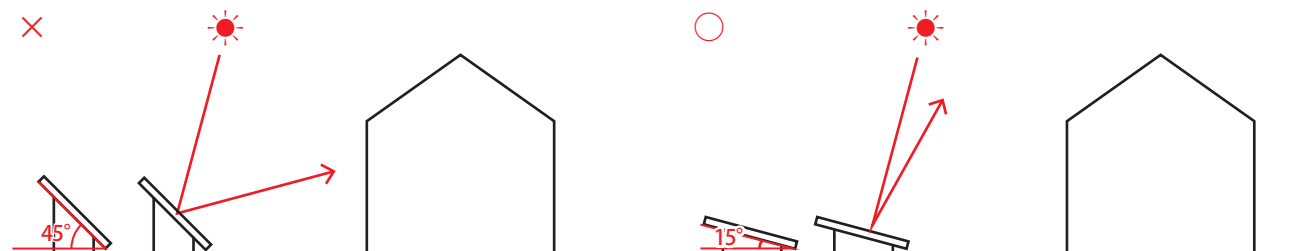
▼周囲の景観資源への配慮

景観重要建造物に指定された伝統的建造物を含めた集落景観を保全するため、当該建造物に近接した設置を制限します。



項目	対象	基準
太陽光発電施設の 配置・規模	すべて	太陽電池モジュールの傾斜角（水平からの角度）は、反射光による住宅地や道路等への影響を抑制するため、30度以下とし、位置についても十分に配慮して設置するものとする。
		太陽電池モジュールは、無秩序な印象を与えないよう整然と配置すると共に、設置するパネルの寸法や規格を統一するものとする。
		太陽電池モジュールは、地形なりに無秩序に設置せず、一定の傾斜角度及び一方向に向けて設置し、整然とした印象となるよう配慮するものとする。
		パワーコンディショナ、キュービクル等の付帯設備は、雑多な印象を与えないよう可能な限り集約して設置し、敷地際に配置する場合は、周辺からの見え方に配慮し、遮蔽に努めるものとする。
		事業区域の境界のうち、道路など公共空間から視認できる範囲については、原則、植栽、塀又は柵の設置等により遮蔽を行うものとする。ただし、遮蔽は、可能な限り、植栽により行うこととし、やむを得ず、塀又は柵を設置する場合は、事業区域の境界からできるだけ後退させ、前面に植栽を設けるなど、通りなどに対する圧迫感の軽減や周辺景観との連続性の維持に配慮するものとする。

▼パネル傾斜角の違いによる反射光がもたらす住宅や道路への影響



▼パネルが整然と配置されているケース

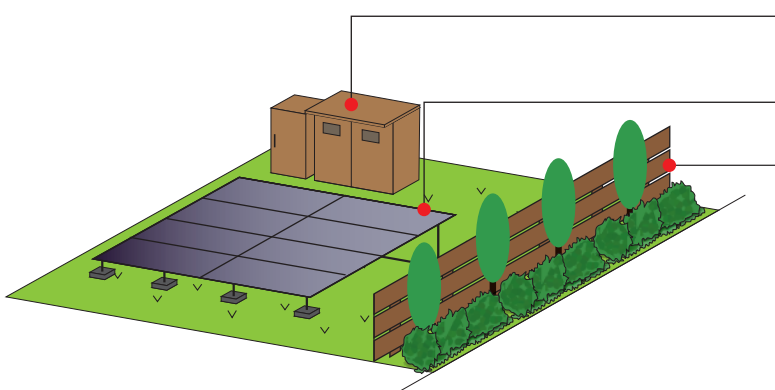


▼植栽により遮蔽しているケース



項目	対象	基準
太陽光発電施設の形態・意匠	すべて	太陽電池モジュールは、低反射性のものを使用する。
		太陽電池モジュールの架台は、単管パイプ等の仮設資材の使用を避け、シンプルな形状とする。
		保安柵は簡易なものを避け、周辺環境と調和したシンプルな形状とする。
太陽光発電施設の色彩	すべて	太陽電池モジュールのフレーム及び架台（フロート架台を除く）の色彩は、ブラック又はダークブラウン（10YR2/1）を基本とする。ただし、パネルと同色又は材質に着色されていない自然素材もしくは垂鉛メッキを用いる場合はこの限りでない。
		太陽電池モジュールの色彩は、ブラック又はダークブルー等の低明度（明度 3.5 以下）とする。
		パワーコンディショナ、キュービクル等の付帯設備の色彩は、日本工業規格 Z8721（マンセル値）による彩度を次のとおりとし、敷地内で統一するものとする。 (1) R・YR・Y系の色相を使用する場合は彩度 4 以下 (2) その他の色相を使用する場合は彩度 2 以下
		敷地の周囲に遮蔽や保安用の柵等を設置する場合は、周辺環境と調和した低明度（明度 3.5 以下）かつ低彩度（工作物の色彩の基準に準じる）の色彩のものとする。ただし、材質に着色されていない自然素材を用いる場合はこの限りでない。
太陽光発電施設の事業区域の緑化	すべて	設置する地盤面は、地被類または砂利等による均一な仕上げとするなど、整然とした印象となるよう配慮するものとする。
		事業区域のうち、道路など公共空間から視認できる部分に法面が生じる場合は、法面を緑化しなければならない。また、擁壁を設置する場合は、石積擁壁とするなど景観に配慮した素材及び形態となるよう努めるものとする。
		樹木の伐採は必要最小限に留め、設置工事後の完了後においても、当該設置工事後の着手時の事業区域内に現に存する樹林地等の面積の 25%以上の面積を緑化するものとする。

▼太陽光発電施設等に関する色彩のイメージ



パワーコンディショナ、キュービクル等の付帯設備の色彩は、周辺環境と調和した低彩度のものとしてください。

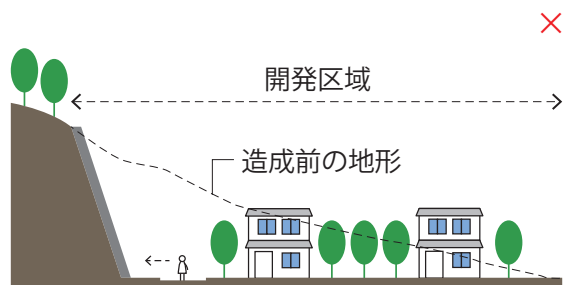
太陽電池モジュールの色彩は、ブラック又はダークブルー等の低明度のものとしてください。

太陽電池モジュールのフレーム及び架台の色彩は、パネルと同色を用いる等以外は、ブラック又はダークブラウン（10YR2/1）を基本としてください。

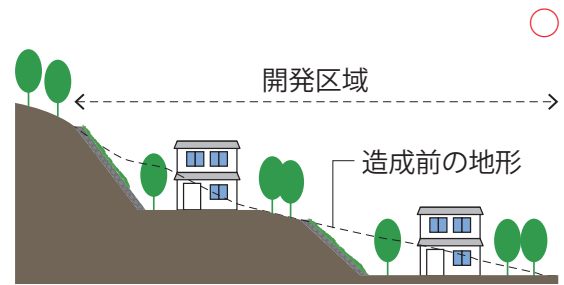
遮蔽や保安用の柵等の色彩は、周辺環境と調和した低明度かつ低彩度のものとしてください。

項目	対象	基準
開発行為	すべて	開発区域のうち、道路など公共空間から容易に視認できる部分に法面が生じる場合は、法面を緑化しなければならない。また、擁壁を設置する場合は、石積擁壁とするなど景観に配慮した素材及び形態とする。
		地形の改変を最小限に抑えるよう工夫すると共に、開発区域内の既存樹木の保全に努めるものとする。
土地の形質の変更	すべて	農地等を駐車場等として形質変更する場合は、道路に面する部分に植栽を設置すると共に、敷地の周囲についても可能な限り植栽を設置するよう努めるものとする。また、柵等を設置する場合は、周辺環境と調和した低明度（明度 3.5 以下）かつ低彩度（工作物の色彩の基準に準じる）の色彩のものとする。ただし、材質に着色されていない自然素材を用いる場合はこの限りでない。
		切土又は盛土により法面が生じ、当該法面が道路など公共空間から視認できる場合は、法面を緑化しなければならない。また、擁壁を設置する場合は、石積擁壁とするなど景観に配慮した素材及び形態となるよう努めるものとする。
木竹の伐採	すべて	木竹の伐採により法面が生じ、当該法面が道路など公共空間から視認できる場合は、法面を緑化しなければならない。
		木竹の伐採の範囲は必要最小限に留めると共に、伐採後、伐採の目的の用途に供する部分を除いた範囲は、補植等により樹林地等を復旧するものとする。

▼景観に配慮した地形の改変イメージ



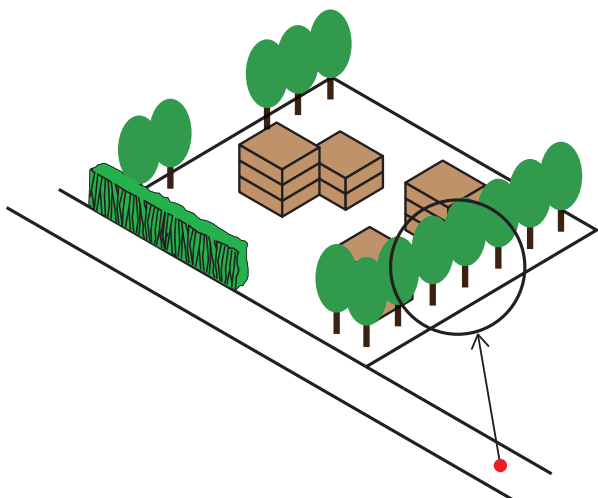
既存の自然環境を著しく改変し、周辺環境への影響が大きい場合



既存の自然環境に配慮し、周辺景観への影響を最小限に抑えた場合

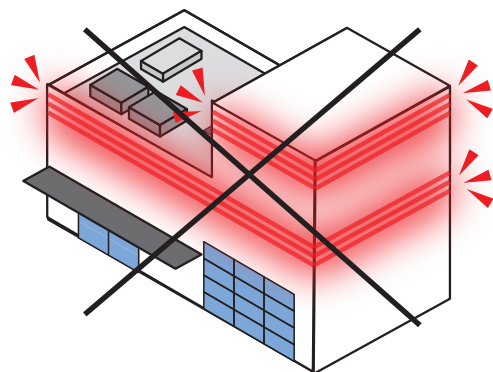
項目	対象	基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の堆積	すべて	道路など公共空間から堆積物件が視認できる場合は、敷地の周囲に植栽を設置するなど公共空間からの視界を遮蔽しなければならない。
		敷地の周囲に遮蔽や保安用の柵等を設置する場合は、周辺環境と調和した低明度（明度 3.5 以下）かつ低彩度（工作物の色彩の基準に準じる）の色彩のものとする。ただし、材質に着色されていない自然素材を用いる場合はこの限りでない。
		堆積物件の拡散、劣化の防止等の目的で設置するシート等の色彩は、彩度の高いものは避け、周辺景観に馴染むよう配慮するものとする。
		物件の堆積の高さは、周囲に設置する植栽や柵等より、低く抑えるよう努めるものとする。
特定照明	すべて	特定照明（屋外広告物を除く）は点滅式のものを避けると共に、周囲の夜間景観を損なわないよう明るさや色彩、点灯時間等に十分配慮するものとする。

▼敷地周囲の緑化による遮蔽イメージ



公共空間から視認できる部分については植栽による遮蔽をしてください。

▼周辺の夜間景観への配慮イメージ



点滅式のものを避けると共に、周囲の夜間景観を損なわないよう、明るさや色彩、点灯時間等に十分配慮してください。